

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（194）」
2. 日時：平成29年6月27日 14時30分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、津金管理官補佐、大塚安全審査官、
土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

（安全技術管理官（システム安全担当）付）

笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他8名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 運営グループ 担当

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力運営）

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、提出資料に基づき説明があった。
原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 3時間耐火壁の厚さについて、140mm以上と先行プラントと比較して非保守的な値にしている理由を整理して説明した資料を提出すること。
 - 火災感知器の電源構成（火災受信機盤より給電等）を整理して説明した資料を提出すること。
 - ハロゲン化消火設備及び二酸化炭素消火設備の設置場所について、図に明確に示した資料を提出すること。（また、図の凡例をわかりやすくすること。）
 - 消火設備だけでなく火災感知器についても耐震クラスを整理して資料を提出すること。また、CクラスでもS s機能維持する考え方を整理して説明した資料を提出すること。
 - S s機能維持を確認するための加振試験について、試験条件等を詳細に整理して説明した資料を提出すること。
 - ガス消火設備の詳細（消火ガスの種類、設置場所等）を資料本文にて整理して

説明した資料を提出すること。

- 水素内包設備において水素濃度が上昇した際の対応を手順として整理して説明した資料を提出すること。
- 格納容器内の火災感知設備の位置及び種類を図に示した資料を提出すること。
- 格納容器内の火災感知器について、高温・高線量下でどのような故障が発生するのか整理して説明した資料を提出すること。また、運用（プラント運転時電源切、プラント停止時取替）について、添付書類八に整理して説明した資料を提出すること。
- 格納容器内の核計装ケーブルの露出部分について、火災の感知及び消火の成立性を具体的に整理して説明した資料を提出すること。
- 格納容器内の火災対策について、原子炉格納容器内での火災発生に対する対応フローと消火活動確認概要（格納容器内空気雰囲気の場合）の表の内容がリンクするように整理して説明した資料を提出すること。
- 格納容器内の火災源（エレベーションを示したもの）、火災の消火手順、消火能力の根拠等を整理して説明した資料を提出すること。
- 格納容器の所員用エアロック及び機器ハッチの運用について、整理して説明した資料を提出すること。
- 格納容器内が空気雰囲気時に消火対応が不可である場合の考え方を整理して説明した資料を提出すること。
- 原子炉建屋内の防火壁がホースの引き回しに影響がないことを整理して説明した資料を提出すること。

（２）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所における格納容器内の火災防護について